

| | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|
| 施行 : FAX ・ メールBOX | | 令和6年10月24日 |
| 報道機関 各位 | | |
| 東御市からのお知らせ | | |
| タイトル | 東御市高齢者等の地域見守り活動に関する連携協定締結式について | |
| 日時 | 令和6年10月29日(火)午後13時30分～ | |
| 場所 | 東御市総合福祉センター2階 高齢者センター 201・202 研修室 | 送信枚数4枚(本書含む) |
| 【内容】 | | |
| <p>東御市と事業所が相互に協力連携し、東御市に居住する高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守りを必要とする者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、見守り活動を実施し、地域福祉の向上に寄与することを目的に、連携協定することとしました。</p> <p>協定内容は別紙「協定書」のとおり。</p> <p>また、これに係る締結式を別紙「開催要領」により執り行います。</p> | | |
| 【問合わせ先】 | | |
| 担当部課： 東御市 健康福祉部福祉課 地域包括支援係 | | 担当者：田中・片桐 |
| TEL：0268-64-5000 | FAX：0268-64-8880 | E-mail：kaigo@city.tomi.nagano.jp |

高齢者等地域見守り活動に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、東御市に居住する高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守りを必要とする者（以下「高齢者等」という。）への地域見守り活動の実施に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力連携を図り、見守り活動を行うことにより、高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援することを目的とする。

（取組内容）

第2条 乙は、通常の業務を通じて高齢者等の異変を察知した場合には、自らの業務に支障のない範囲で、必要に応じて速やかにその状況等を甲へ連絡するよう努めるものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。

2 前項に規定する連絡に関する経費は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の規定により乙から連絡を受けたときは、速やかに当該連絡に係る高齢者等の安否を確認するほか、関係機関と連携し必要な支援又は対応を行うものとする。

4 甲は、乙に対し、必要に応じて情報提供、助言、研修活動等に関する支援を行うものとする。

5 乙は、甲が実施する研修会等の活動に可能な範囲で参加し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の形成に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第3条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、高齢者等の生命、身体及び財産を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定の範囲内で、活動の実施によって知り得た高齢者等の個人情報を、協定以外の目的に利用し、又は第三者に提供することができる。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による連絡を行うことができなかつた場合であっても、見守り対象世帯において生じた問題等について、その責任を負わない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による本協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間更新するものとし、その後においても同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲

所在地 長野県東御市 281-2

名 称 東御市役所

代表者 東御市長

乙

所在地

名 称

代表者

東御市高齢者等の地域見守り活動に関する連携協定締結式 開催要領

1 趣旨

高齢者等の地域見守りに関する連携協定は、相互に協力連携し、東御市に居住する高齢者、障がい者、こども等地域の中で見守りを必要とする者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、見守り活動を実施し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 日時 令和6年10月29日（火）13時30分から14時20分（受付 13時から）

3 場所 東御市総合福祉センター2階 高齢者センター201・202 研修室
（長野県東御市鞍掛 197 番地）

4 協定参加事業所

生活協同組合コープながの、北信ヤクルト販売株式会社、株式会社信毎販売センターふれあいネット、ヤマト運輸株式会社東御営業所、佐川急便株式会社、明治の宅配マルエー、株式会社 MILLS、雪印牛乳東部販売店、宅配クック 1 2 3 上田店、有限会社荻原食品、株式会社ヨシケイ長野上田営業所

5 内容

出席者紹介、協定内容の説明、協定書の署名、東御市長あいさつ、締結事業所代表あいさつ、記念撮影